平成３０年度　但馬産地域材需要拡大事業実施要領

但馬産地域材需要拡大事業の実施については、平成３０年度但馬県民局ふるさと創生推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

（事業要件等）

第１　事業対象区域、事業実施期間、補助対象となる要件については、別表１のとおりとする。

（標準経費）

第２　要綱別表の「補助事業の対処となる経費」は、別表２のとおりとする。

（事業実施計画の作成及び承認等）

第３　本事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、但馬産地域材需要拡大事業実施計画（様式１号、以下「事業実施計画」という。）を県民局長に提出する。

２　県民局長は、事業実施主体が提出した事業実施計画について、必要に応じてヒアリング等を行う。内容を審査し適正と認めたときは予算の範囲内において計画を承認し、事業の規模及び補助金額について事業実施主体に内示（様式２号）する。

（補助金交付申請）

第４　内示を受けた事業実施主体は、平成３０年度但馬県民局ふるさと創生推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条で規定される補助金交付申請書を作成し、県民局長へ提出する。申請にあたっては、次の（ア）～（イ）の資料を添付するものとする。  
（ア）契約書の写し（施主と施工者（工務店等）間で締結したもの）  
（イ）平面図、立面図、構造図（TajimaTAPOSの箇所をマーカーなどで明示したもの）

（事業実施計画の変更）

第５　事業実施主体は、事業実施計画の変更を行おうとするときは、第３に準じて変更後の実施計画を作成（以下、「事業変更計画」という。）し、県民局長へ提出する。

２　県民局長は、事業変更計画が適正であると認めた場合は、第３の２に準じて事業変更計画の変更承認を行うとともに、事業の規模及び補助金について事業実施主体に変更内示する。

（変更交付申請）

第６　変更内示を受けた事業実施主体は、要綱第８条で規定される補助金変更交付申請書を作成し、県民局長へ提出する。申請にあたっては、第５に準じ（ア）～（イ）の資料を添付するものとする。

（実績報告時の添付書類）

第７　事業実施主体は事業が完了し、要綱第１１条で規定される実績報告を行う際には、次の（ア）～（カ）の資料を添付するものとする。  
（ア）平面図、立面図、構造図（TajimaTAPOSの箇所をマーカーなどで明示したもの）  
　　　但し、交付申請時に提出したものと変更がない場合は、添付不要とする。  
（イ）TajimaTAPOS加工をした梁桁等の横架材の写真。プレカットタイプの場合は、はい  
　　　積み写真（仕口が確認できるように撮影したもの）。大工加工タイプの場合は、加  
　　　工した全ての横架材について、仕口加工が確認できる写真とする。  
（ウ）プレカットタイプのTajimaTAPOSの場合は、プレカット業者の納品書、加工図面等  
　　　（TajimaTAPOS加工をしていることがわかるもの、TajimaTAPOS箇所をマーカーな  
　　　どで明示したもの）

（エ）上棟写真  
（オ）補助対象である構造材が但馬産地域材であることを証明する書類（県産木材証明　　  
　　　(納材証明)の写し、但馬地域の木材市場の伝票の写し、但馬地域にある兵庫県木  
　　　連県産木材供給部会員の県産木材納材証明書（参考様式）などのうち、いずれか  
　　　ひとつ以上）

（カ）交付金額が確認できる支払伝票等の写し（事業実施主体から施工者に支払ったことが確認できる資料）

（その他）

第８　この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、県民局長が別に定める。

附則　　この要領は、平成３０年８月１日から適用する。

別表１（第１関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業対象区域 | 但馬県民局管内 |
| 事業実施期間 | 平成３０年度 |
| 補助対象となる要件 | 次に掲げる要件を全て満たすこと。  １　県内に建築される住宅であり、施主等が自ら居住するための住宅であること。  ２　補助の対象とする住宅は、構造材及び内装材等に但馬産地域材を主に使用していること及び梁桁等の横架材の接合には主に「TajimaTAPOS」による仕口加工をしていることとする。 ※但馬産地域材とは、但馬地域で伐採された木材、但馬地域の木材市場で取り扱った県産木材のいずれかに該当するものとする。  ３　平成３０年８月１日以降に着工し、平成３１年３月３１日までに完成（上棟）するもの。 |

別表２（第２関係）

|  |  |
| --- | --- |
| TajimaTAPOS仕口加工経費 | ２００千円／棟（税抜き）　(延べ床面積は、概ね４０坪以上とする。) |
| スギ材等(集成材含む)と輸入材(ベイマツ等)との差額 | ３００千円／棟（税抜き）　(延べ床面積は、概ね４０坪以上とする。) |

様式１号（第３，５関係）

平成　年　月　日

兵庫県但馬県民局長　様

○○○（事業主体名）

但馬産地域材需要拡大事業 実施（変更）計画書の提出について

　このことについて、別紙のとおり但馬産地域材需要拡大事業 実施（変更）計画書を提出いたします。

（様式１号　別紙）

但馬産地域材需要拡大事業 実施（変更）計画書

１　事業内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住宅の所在 | 建築  着工予定年月日 | 建築  完成予定年月日 | 規模 |
|  | 平成　年　月　日 | 平成　年　月　日 | 坪 |

２　経費の配分等

　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 補助事業に要する経費(税込) | 補助対象経費（税抜） | 負　担　区　分 | | 経費明細 |
| 県補助金 | その他 |
| TajimaTAPOS仕口加工経費 |  |  |  |  |  |
| スギ材等のかかり増し経費 |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |  |

　上段：変更前、下段：変更後

様式２号（第３，５関係）

但馬（朝農）第　　　　号

平成　年　月　日

○○○（事業主体名）　様

兵庫県但馬県民局長

（朝来農林振興事務所）

平成３０年度但馬産地域材需要拡大事業 実施（変更）計画の承認及び

内示（変更内示）について

平成　　年　　月　　日付けで提出のあった、平成３０年度但馬産地域材需要拡大事業 実施（変更）計画書については承認し、下記のとおり補助金として内示（変更内示）します。

ついては、平成３０年度但馬県民局ふるさと創生推進事業補助金交付要綱第３条（第８条）による補助金交付申請書を、平成　　年　　月　　日までに提出願います。

記

１　内示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 戸数 | 規模 | 内示金額  　　　　　　（円） |
|  | 坪 |  |

　上段：変更前、下段：変更後

（参考様式）

納材証明書

○○邸横架材（1棟分）

樹　種：○○

材　積：○○○ｍ3

仕入れ：和田山木材市場、八鹿木材市場

○○木材市場(○○市)

平成○年〇月〇日

住所　○○市○○町○○

兵庫県木連県産木材供給部会員

　○○木材(株)　代表取締役○○　印